

石川県子ども政策審議会運営要綱（改正後）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、いしかわ子ども総合条例（平成 19 年石川県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 89 条の規定により、条例第 7 章に規定するもののほか、石川県子ども政策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第 2 条 条例第 88 条第 1 項の規定により、審議会に、児童の福祉に関する事項について調査審議するため児童福祉部会を、青少年の健全育成に関する事項について調査審議するため青少年健全育成部会を、幼児教育・保育に関する事項について調査審議するため幼児教育・保育部会を置く。

2 条例第 88 条第 2 項の規定により、児童福祉部会、青少年健全育成部会及び幼児教育・保育部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 児童福祉部会、青少年健全育成部会及び幼児教育・保育部会は、前項の規定により会長が指名する委員及び条例第 85 条第 3 項の規定により知事が任命する専門委員で構成する。

（児童福祉部会）

第 3 条 児童福祉部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定による里親の登録又は認定に関すること。

（2）児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号りの規定による児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関すること。

（3）児童福祉法第 27 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による措置（同条第 3 項の規定により採るもの及び同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 2 号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは同法第 27 条第 2 項の規定による措置又は同条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 2 項の規定による措置の解除、停止若しくは変更に関すること。

（4）児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項の規定による被措置児童等虐待の報告、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条の 6 第 2 項による入園児虐待の報告及び学校教育法第 28 条第 2 項の規定による入園児虐待の報告に関すること。

（5）児童福祉法第 46 条第 4 項の規定による設備又は運営の最低基準を遵守していない児童福祉施設（保育所を除く。）に対する事業の停止の命令に関すること。

（6）児童福祉法第 59 条第 5 項の規定による無届出又は無認可の児童福祉施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う施設並びに保育所を除く。）に対する事業の停止又は閉鎖の命令に関すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関すること。

2 前項各号に掲げる事項については、条例第 88 条第 6 項の規定により、児童福祉部会

の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

(青少年健全育成部会)

第4条 青少年健全育成部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例第37条第1項の規定による優良図書等の推奨に関すること。
 - (2) 条例第41条第1項の規定による有害興行の指定に関すること。
 - (3) 条例第42条第1項の規定による有害図書等の指定に関すること。
 - (4) 条例第45条第1項の規定による有害がん具等の指定に関すること。
 - (5) 条例第41条第2項の規定による有害興行を認定する団体の指定又はその取消しに関すること。
 - (6) 条例第42条第2項第3号の規定による有害図書等を認定する団体の指定又はその取消しに関すること。
 - (7) 条例第43条第5項の規定による有害図書等の陳列に関する改善等の命令に関すること。
 - (8) 条例第44条の規定による有害広告物の撤去等の命令に関すること。
 - (9) 条例第41条第6項の規定による有害興行の入場禁止掲示の様式を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (10) 条例第42条第2項第1号又は第2号の規定による有害図書等に該当する図書等を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (11) 条例第43条第4項の規定による有害図書等の購入等禁止掲示の様式を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (12) 条例第45条第2項の規定による有害がん具等に該当する物品を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (13) 条例第56条第1項の規定による深夜入場禁止営業を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (14) 条例第56条第2項の規定による興行等の深夜入場禁止掲示の様式を定める規則の制定又は改廃に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項については、条例第88条第6項の規定により、青少年健全育成部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。
- 3 第1項第1号に掲げる事項については、青少年健全育成部会における調査審議の前に、青少年健全育成部会に属する委員及び専門委員の中から青少年健全育成部会長が指名する者があらかじめ審査を行うものとする。

(幼児教育・保育部会)

第5条 幼児教育・保育部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可に関すること。
- (2) 認定こども園法第21条第2項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。
- (3) 認定こども園法第22条第2項の規定による認可の取消しに関すること。

- (4) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置の認可に関すること。
- (5) 児童福祉法第46条第4項の規定による設備又は運営の最低基準を遵守していない児童福祉施設（保育所に限る。）に対する事業の停止の命令に関すること。
- (6) 児童福祉法第59条第5項の規定による無届出又は無認可の児童福祉施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う施設並びに保育所に限る。）に対する事業の停止又は閉鎖の命令に関すること。
- (7) 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による保育士の登録に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、幼児教育・保育に関すること。

2 前項各号に掲げる事項については、条例第88条第6項の規定により、幼児教育・保育部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

(参考人の意見聴取)

第6条 審議会及び部会は、調査審議のために必要があるときは、参考人の意見を聴くことができる。

2 第5条第1項第7号の事項を調査審議するにあたっては、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）から意見を聴取して行う。

(秘密保持)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、健康福祉部少子化対策監室において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

この要綱は、平成26年8月6日から施行する。

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。